

平成26年7月1日発行 第120号

○注意

「熱中症にご注意ください！」

○報酬算定・運営基準

「平成25年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください」

○お知らせ

「社会福祉施設における組織マネジメント 実践テキスト～組織が職員とともに成長するために～のご案内」

「「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い」

「「居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています」

「(公財)東京都福祉保健財団の移転について」

「生計困難者等に対する利用者負担軽減事業にご協力ください。(社会福祉法人等による軽減、介護保険サービス提供事業者による軽減)」

「厚生労働省が「健康づくりのための睡眠指針2014」をとりまとめました」

○ 熱中症にご注意ください！

注意

昨年(平成25年)の東京消防庁管内における熱中症による救急搬送人員は、前年(平成24年)に比べ27.8%増の4,463人で、そのうちの45%が65歳以上の高齢者となっております。

熱中症は、特に梅雨明けで急に暑くなる時期、夏の猛暑日に注意が必要です。高齢者など熱中症にかかりやすい方々は、室内でも熱中症になることがあります。こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコン等の使用、また外出時には、直射日光を避け、涼しい服装で出かけるなど熱中症対策を心かけるよう、一人ひとりに対し、十分な見守りと声かけをお願いいたします。

厚生労働省のホームページでは、熱中症予防のためリーフレット等が掲載されていますので、これらを手渡しするなど、ぜひご活用ください。

また、東京消防庁のホームページでは、熱中症に関する発生状況のデータや対策、予防のポイント、熱中症を疑う症状と応急処置等の詳細が確認できます。

熱中症は、適切な予防により防ぐことができます。熱中症を正しく理解し、一人ひとりが注意するようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

熱中症予防のために (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000046904.html>)

リーフレット

(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/nettyuu_leaflet26.pdf)

【東京消防庁ホームページ】

熱中症に注意 (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/life/topics/201405/heat.pdf>)

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 平成25年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください

平成25年度分の介護職員処遇改善加算を受給された事業者の方は、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成26年7月31日（木曜日）となっております。実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算について（平成24年4月以降）／>平成25年度実績報告について（介護職員処遇改善加算）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/houkokukasan.html>

【処遇改善加算お問い合わせ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL 03-5320-4343

※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

○ 社会福祉施設における組織マネジメント 実践テキスト ～組織が職員とともに成長するために～のご案内

お知らせ

利用者へのサービス提供体制の確立を図り、従事者が継続して勤務できる環境づくりを推進するための実践テキストを作成しました。事業所が各々の状況に合わせて自ら組織の運営管理を適切に行えるよう取組の実践例を取り入れた、わかりやすいテキストになっていますので、ぜひ活用ください。

【テキストの内容】

- あなたの施設でもこんなことが起きていませんか
- まず着手、そして継続（着手と継続のヒント）
- 解決のヒントは実践例にあり～6つの事業所の先進的な取組事例を紹介
 - * 組織全体で職員を重大事故から守る
 - * 「生活の記録」を残したい ～介護記録の充実～
 - * スーパービジョンの再構築
 - * 「ななめ上」から新人を支える ～メンター制度の導入～
 - * 目標を具体化して主体的に学ぶ ～ステップアップシートの作成～
 - * 経験を語る、経験を学ぶ ～「経験値棚卸し表（介護観を育てるために）」によるOJT～
- 資料編として、上記事例で使用された書式を掲載

【ホームページ】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushijinzei/teichakuikusei/jigyoshashien/index.html>

※ダウンロードできます。郵送（着払い・部数要相談）をご希望の場合は下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】

◆福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL:03-5320-4049

お知らせ

○ 「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い

平成18年4月から導入された「介護サービス情報の公表」制度において、新規事業所及び前年度介護報酬実績額（利用者負担額を含む）が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられております（介護保険法第115条の35）。

このたび、東京都では、介護保険法施行令第37条の2第1項等に基づき、「平成26年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、6月30日付で「計画実施通知書」を送付いたしましたので、「計画実施通知書」に基づき、「介護サービス情報報告システム」による報告（「基本情報」及び「運営情報」の調査票の提出）をお願いいたします。なお、今年度、訪問調査の対象となりました事業所につきましては、調査実施についても御協力をお願いいたします。

また、平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）開設の新規事業所につきましては、報告依頼通知が届きましたら、「介護サービス情報報告システム」による報告（「基本情報」の調査票のみの提出）をお願いいたします。

皆様の御協力をお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】東京都指定情報公表センター

（平成26年7月18日まで）TEL03-5206-8736

（平成26年7月22日以降）TEL03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

お知らせ

○ 居宅系サービス及び介護予防サービス事業所（特定施設入居者生活介護を除く）、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。

かいてき便り（第116号平成26年3月1日発行）でお知らせしたとおり、居宅系サービス及び介護予防サービス事業所（特定施設入居者生活介護を除く）、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。なお、様式に変更はありません。今後、変更届を提出する場合は本取扱いに従い、処理いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは以下のホームページに掲載してありますので、各サービスを御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

お知らせ

○ (公財) 東京都福祉保健財団の移転について

(公財)東京都福祉保健財団は、平成26年7月22日(火)より移転します。
移転に伴い、居宅系サービス(※特定施設入居者生活介護は除く)の新規指定申請、変更届等の受付窓口が下記の通り変更になります。詳細は財団ホームページをご確認ください。

<新規指定申請、変更届等の受付窓口>

(公財)東京都福祉保健財団

事業者支援部 事業者指定室

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1

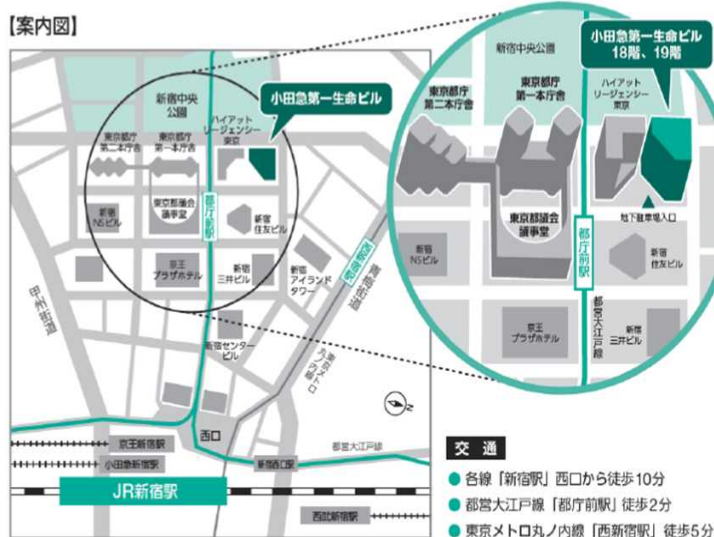
小田急第一生命ビル 18階

電話 03-3344-8517

FAX 03-3344-8597

【(公財)東京都福祉保健財団ホームページ】

<http://www.fukushizaidan.jp/index.htm>



お知らせ

○ 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業にご協力ください。

(社会福祉法人等による軽減、介護保険サービス提供事業者による軽減)

東京都では、介護保険サービスの利用者のうち、所得が低く、生計が困難な方の利用者負担額(サービス費の1割負担や食費・居住費負担等)の一部を助成し、負担を軽減することで、サービスの利用を促進する事業を実施しています。

(参考) 軽減の割合

- ・軽減対象の利用者(生計が困難な方)が老齢福祉年金受給者以外の場合
→1割負担と自己負担の食費・居住(滞在)費・宿泊費を25%軽減(3/4負担に)
- ・生活保護受給者が個室(特養・ショートステイ)を利用する場合
→自己負担の居住(滞在)費を全額軽減(本人負担なし)

軽減に要する費用は、軽減実施を申し出ただいたサービス提供事業者の方と区市町村の補助金で共同して負担する仕組みとなっており、事業実施には事業者の方のご協力が不可欠です。

区市町村によっては、この軽減事業を実施していなかったり、独自の軽減事業を実施していたりする場合があります。詳細は区市町村の介護保険所管課にお尋ねください。

制度の趣旨をご理解いただき、事業実施にご協力いただきますようお願いいたします。

ご提出いただく軽減申出書の様式や、制度の詳細については下記URLをご参照ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】>東京都介護サービス情報>事業者に関する情報(指定状況、負担軽減等)>生計困難者等に対する負担軽減事業

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyoku/keigen.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

○ **厚生労働省が「健康づくりのための睡眠指針2014」をとりまとめました**

より充実した睡眠のため、「健康日本21」において設定された目標に向け、平成15年に策定した「健康づくりのための睡眠指針」が改定されました。介護施設等においても積極的にご活用ください。

【掲載ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000042749.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局 がん対策・健康増進課 TEL : 03-5253-1111 (内線2393)